

1. ぐんま未来投資促進補助

(1) 制度全般について		
①	制度概要は？	本制度は、群馬県内に成長分野の新たな拠点を整備し操業を開始する事業者に対し、土地や建物の取得にかかる不動産取得税の納税相当額を補助するものです。
②	不動産取得税とは何か？	不動産取得税は、土地や家屋の購入や家屋を建築などにより、不動産の所有権を取得したときに課税される県税です。
③	課税される時期は？	不動産取得税は、土地や建物を取得した時点で課税対象となり、その後、都道府県が評価額を基に税額を決定し、通常は取得から数ヶ月後に納税通知書が送付されます。
(2) 対象分野について		
①	対象分野に該当するか県の判断方法は？	着工前までに県が定める様式「事業計画書」の記載に基づき、17の戦略分野に該当するかどうかを、企業へのヒアリングも併せて行いながら、県が判断します。 まずは、県に事前相談してください。
②	17の戦略分野に関わりのない事業は対象外か？	一見関連が薄いと思われる分野においても、17の戦略分野との関連性をすべて否定できるものではありません。できるだけ多くの進出企業が対象になり、幅広い産業に裨益するよう運用しますので、まずは、県に相談してください。
(3) 対象施設について		
①	対象施設の制限はあるのか？	対象施設は「工場」「物流施設」「本社機能」「データセンター」「デジタル・クリエイティブ関連施設」とし、設置する拠点で行われる事業活動が国の「17の戦略分野」に関連していることを要件としています。
②	デジタル・クリエイティブ関連施設とはどのようなものか？	デジタル・クリエイティブ関連施設とは、日本標準産業分類上の情報サービス業、インターネット関連事業、映像・音声・文字情報の制作に供する施設のことです。
③	本社機能とはどのようなものか？	国の「地方拠点強化税制」で定義している、次の3つとなります。 1)事務所：調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所 2)研究所：研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む) 3)研修所：人材育成において重要な役割を担うもの
(4) 雇用要件について		
①	雇用要件とは？	当該拠点で勤務する従業員として新たに雇用する正社員について、群馬県内在住者(群馬県に移住してくる正社員を含む)が5名以上であることを要件としています。
②	正社員とは？	補助金の交付の対象となる会社等(補助事業者等)と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ従業員のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項の被保険者であって、常勤している者です。
③	雇用要件の達成は、いつの段階で必要か？	雇用要件は、操業開始時で達成していることが必要です。 補助事業者は、補助金の交付申請を行う際に「補助金交付申請書兼実績報告書」を提出する。この書類の内容に基づき、県が関係書類を確認して達成状況を判断します。
(5) 規模要件について		
①	規模要件はすべて満たす必要があるのか？	これらすべての要件を満たす必要があります。
②	投資額の定義は？	土地購入と建物の建設に要した金額の合計となります。機械設備、機械器具、什器などは含まれません。
(6) 事業継続要件について		
①	操業から10年未満に撤退した場合、補助金の返還が発生するのか？	10年未満で撤退した場合、補助金の返還は発生します。
②	補助金の返還は全額となるのか？	返還額については、県と協議のうえ、決定します。
(7) 対象事業者について		
①	県内に立地している企業の事業拡大は対象になるのか？	群馬県内に本社がある企業が新たに群馬県内に投資した場合でも雇用要件や規模要件、操業要件など、定められた全ての要件を満たすものであれば対象となります。
(8) 申請スキームについて		
①	事業スキームの全体の流れを知りたい	群馬県ホームページ上に掲載しています。
②	令和8年4月1日より前に取得した用地は対象となるか？	対象外です。
③	すでに着工した事業は対象となるか？	対象外です。
④	着工30日前に事業計画書を提出できない場合は補助対象外か？	補助対象外となります。ただし、制度開始令和8年4月1日から令和8年5月31日の間に着工する事業については、事業計画書の提出期間について猶予期間を設けていますので、県に相談してください。
(9) その他		
①	5年前に用地を購入した場合、当該用地の不動産取得税の補助を受けられるか。	受けられません。 土地の不動産取得税が補助対象となるのは、土地取得から3年以内に操業を開始した場合に限ります(用地取得型)。ただし、着工30日前であれば「現有地活用型」を活用できるため、建物の不動産取得税分は補助対象となります(着工から3年以内の操業が要件となります)。

②	本社機能移転促進補助やクリエイティブ産業移転促進補助との併用は可能か？	併用はできません。
---	-------------------------------------	-----------

## 2. 本社機能移転促進補助

(1) 制度全般について		
①	本社機能とは何か？	<p>国の「地方拠点強化税制」で定義している、次の3つとなります。</p> <p>1)事務所：調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所</p> <p>2)研究所：研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む）</p> <p>3)研修所：人材育成において重要な役割を担うもの</p>
②	東京23区以外の拠点が移転する場合は対象外か？	<p>対象外となります。</p> <p>ただし、国の「地方拠点強化税制（拡充型）」を活用できるほか、「1. ぐんま未来投資促進補助」も活用できる可能性があります。</p>
③	地方拠点強化税制では、どのような優遇を受けられるか？	<p>国税に関して、オフィス減税（特別償却若しくは税額控除）が受けられます。このほか移転型事業(東京23区からの群馬県への本社機能移転)については、不動産取得税の課税免除や法人事業税（所得割）の不均一課税を受けることができます。</p>
④	本社機能移転促進補助は、どのような優遇を受けられるのか？	<p>上記③に加え、県税のうち法人事業税（所得割）の減税措置の対象とならない、残りの税額部分を3年間補助します。また、法人県民税（法人税割）を3年間補助します。</p>
⑤	対象分野の制限はあるか？	制限は設けていません。
⑥	ぐんま未来投資促進補助やクリエイティブ産業移転促進補助との併用は可能か？	併用はできません。
(2) 申請スキームについて		
①	事業スキームの全体の流れを知りたい	群馬県ホームページ上に掲載しています。
②	特定業務施設整備計画の認定を受けてから、事業計画書の提出までの期限はあるか？	期限は設けていませんが、着工前までに提出する必要があります。
③	令和8年4月1日より前に特定業務施設整備計画の認定した場合、本社機能移転促進補助は対象となるか？	対象となりません。

## 3. 雇用加算

(1) 制度全般について		
①	雇用加算だけを受けられるか？	受けることはできません。
②	雇用加算の対象は、新たに整備された拠点で働く従業員が対象か？	<p>新たに整備された拠点で働く従業員であり、かつ県外からの移住者及び群馬県在住者で新規に雇用された正社員が対象となります。</p> <p>※ぐんま未来投資促進補助、本社機能移転促進補助の交付を受けた拠点以外で働く従業員は対象外です。</p>
③	正社員とは？	<p>補助事業者等と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ従業員のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であって、常勤している者です。</p>
④	操業開始から3年目の時点とは？	<p>操業の日を含む事業年度の開始の日から3年を経過する日の時点となります。</p> <p>※申請者の事業年度開始日が4月1日で、操業日がR8年8月の場合、R9.4.1が1年を経過する日、R10.4.1が2年を経過する日、R11.4.1が3年を経過する日となります。</p>
⑤	雇用加算の対象となる「県外からの移住者」とは？	<p>新たな拠点で勤務する正社員のうち、新たに群馬県に住所を移し、上記④の時点において3か月以上経過している者です。</p>
⑥	雇用加算の対象となる「群馬県在住者」とは？	<p>補助対象施設で勤務する正社員のうち、補助対象施設の設置にあたり新規に採用した県内に住所を有する者で、第11条に規定する申請日において3か月以上勤務している者をいう。</p>